防装管第１９１３号
５２．５．２
一部改正　防管装第２２２号
１３．１．６
一部改正　防管装第８５０５号
１６．１０．７
一部改正　防管装第７５２４号
１８．７．３１
一部改正　防経装第８３１１号
１９．８．３０
一部改正　防経装第１３１７号
２６．２．７
一部改正　防官文(事)第１８号
２７．１０．１
一部改正　防装庁（事）第３４２号
令和２年８月１９日

大臣官房長
各　局　長
施設等機関の長
各幕僚長　殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官

有償援助による調達の実施に関する訓令の運用について（通達）

有償援助による調達の実施に関する訓令（昭和５２年防衛庁訓令第１８号。以下「訓令」という。）の運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう措置されたい。

記

1　有償援助による調達の基準について（訓令第３条関係）

訓令第３条にいう「その価格、取得時期等を考慮して」とは、価格の低廉性及び確定性、取得時期の早期性及び確実性並びに調達品の信頼性などを総合的に考慮することをいう。

2　価格、条件等の照会について（訓令第５条関係）

訓令第５条にいう「措置」とは、相互防衛援助事務所長に照会することをいう。

3　引合書の請求、署名及び引合受諾書の送付について（訓令第６条、第８条及び第９条関係）

(1)　調達品等の早期取得を図るため、引合書の署名を年度内のできるだけ早い時期に行うこととし、このため、引合書の署名に必要な支出負担行為上の手続を考慮の上引合受諾書を有効期間内に合衆国政府へ送付できることとなるよう、引合書の請求手続を早期に行うものとする。

(2)　訓令第６条第１項の引合書の請求に際しては、同条第３項に明記されている事項以外の事項についても明らかとなるよう努めるものとする。

(3)　訓令第６条第３項の規定にいう「協力」とは、物品管理官等が、要求内容（装備品等の調達に係るものにあつては引合書で要求する装備品等の品目、数量、納入場所、出荷予定時期等を、役務の調達に係るものにあつては引合書で要求する役務の内容、提供開始予定時期、提供完了予定時期、提供場所等をいう。以下同じ。）を支出負担行為担当官に通知することをいう。

(4)　物品管理官等は、訓令第６条第３項の規定による協力をした後、要求内容の細部事項について明らかになつたときは、原則として、出荷予定時期又は提供完了予定時期までに当該細部事項を支出負担行為担当官に通知するものとする。

(5)　訓令第６条第４項にいう「措置」とは、防衛装備庁長官に合衆国政府に対する請求を依頼すること又は相互防衛援助事務所に請求することをいう。

(6)　訓令第９条第２項に関し、引合受諾書に記載されている事項以外に当該調達の内容について合衆国政府と合意した事項がある場合には、当該事項に関する資料を物品管理官等及び受領部隊等の長に送付するものとする。

4　重要な装備品等の国外搬出について（訓令第１１条関係）

訓令第１１条ただし書きにいう「重要な装備品」とは、ホークシステムのミサイル、レーダー等をいう。

5　有償援助調達担当連絡官について（訓令第１４条関係）

(1)　支出負担行為担当官は、訓令第１４条第２項にいう補助者たる職員（以下「有償援助調達担当連絡官」という。）の業務範囲について、有償援助

調達担当連絡官の所属部局の長と調整するものとする。

(2)　各幕僚長は、所属の有償援助調達担当連絡官の業務内容について、当該連絡官の赴任又は業務内容の変更の際に防衛装備庁長官に通知するものとする。

(3)　有償援助調達担当連絡官は、訓令第１４条第２項に規定する異常の連絡を受けた場合には、速やかに支出負担行為担当官に報告するとともに支出負担行為担当官の指示を受け、合衆国政府に対して是正を求めるものとする。

6　輸送代行業者による輸送及び装備品等の受領の報告について（訓令第１５条関係）

(1)　訓令第１５条第１項の規定は、業務の合理化を図るため港湾、空港等において輸送役務の確認をすることなく合衆国から受領部隊等まで輸送代行業者に輸送させることを妨げるものではない。

(2)　訓令第１５条第１項第３号にいう「輸送代行業者」に委任する場合とは、同条の規定により通関手続を近畿中部防衛局東海防衛支局が行うこととなつている場合及び合衆国から受領部隊等まで輸送代行業者に輸送させる場合とする。

(3)　訓令第１５条第１項に規定に基づき港湾受領部隊等が行う受取り等の業務に必要な運搬費等については、装備品等を使用する陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊等が負担するものとする。

(4)　訓令別表の担当部隊等の長の氏名に変更があった場合には、各幕僚長及び近畿中部防衛局長は、直ちに、その旨を防衛装備庁長官に通知するものとする。

(5)　各幕僚長及び防衛装備庁長官は、毎月１５日までに、その前月において受領した装備品等に係る通関委任状の写し又は米軍補給所の出荷表の写しを防衛大臣に提出するものとする。提出に際しては、当該通関委任状番号又は米軍補給所の出荷表番号の一覧表を、別記様式第１により受領場所別に３部ずつ作成し、併せて提出するものとする。

7　受領検査について（訓令第１８条関係）

(1)　訓令第１８条第２項に基づき、受領部隊等の長が補助者を指名したときは、支出負担行為担当官にその旨を通知するものとする。役務に係るものであつて、提供を受ける役務が複数ある場合には、各役務について補助者を指名し、支出負担行為担当官にその旨を通知するものとする。

(2)　受領部隊等の長は、異動等により補助者を変更する必要がある場合には、速やかに新たな補助者を指名し、その旨を支出負担行為担当官に通知するものとする。

(3)　第１号に基づく補助者の指名は、訓令第６条第１項に基づき物品管理官等が引合書の請求を依頼した日から起算して１月を経過する日までに行うものとする。

(4)　支出負担行為担当官は、訓令第９条第２項の規定により、引合受諾書の写しを受領部隊等の長に送付する際、役務の提供が完了した場合には直ちにその旨を支出負担行為担当官に通知することを、当該受領部隊等の長に求めるものとする。この場合において、当該受領部隊等の長は、当該引合受諾書に係る役務の提供が完了したときは、直ちにその旨を支出負担行為担当官に通知するものとする。

(5)　支出負担行為担当官は、訓令第１８条第３項に基づき受領検査指令書を送付しようとする際、補助者が複数任命されている場合には、必要に応じて受領部隊等の長と協議した上で、当該受領検査指令書を送付する補助者を選出するものとする。

(6)　訓令第１８条第５項に規定する「書類等」とは、当該受領部隊等が作成した報告書、合衆国政府より受領した役務の内容を示す作業報告若しくは役務の提供が完了した旨を示す通知文書又はその他の記録をいう。

(7)　訓令第１８条第５項に規定する「判定」を行うため、役務に係る受領検査官は、当該役務の受領部隊等の協力を得て、前号に規定する「書類等」のうち、訓令第１８条第３項において支出負担行為担当官が受領検査指令書で明らかにした事項を確認するために必要な書類等を揃えるものとする

８　不具合報告書等について（訓令第１９条関係）

合衆国政府から受領した調達品等に関し、不具合が発見された場合において、品目の数量過不足、品目の相違、損傷発錆等、機能欠陥に基づく相違の価格が２００ドル以下であるときは、物品管理官等（受領部隊等の物品管理官を含む。）は、合衆国政府に対し、不具合報告書を提出することなく、契約が完了したものとして取り扱うこととする。

９　不具合調達品等の是正措置について（訓令第２０条関係）

(1)　訓令第２０条第２項に基づく是正措置の要求は防衛装備庁長官を経由して行うものとする。ただし、急を要するものにあっては直接に合衆国の安全保障援助会計センター又は相互防衛援助事務所等に対して行うものとする。

(2)　訓令第２０条第２項及び第４項にいう「措置」とは、不具合調達品等を在日合衆国軍隊又は相互防衛援助事務所に引渡すため港湾受取部隊等に送付する国内輸送手続をいう。

１０　出荷促進の要請について（訓令第２１条関係）

(1)　訓令第２１条にいう「出荷予定時期」とは、引合書署名時期に引合受諾

書の送付２週間及び引合受諾書に記載の出荷所要時間を加えた時期とする。ただし、同一ケースの品目間に一体的に使用されるべき性格のものがあればそれらの品目の内で一番遅い出荷予定時期とすることができる。

(2)　訓令第２１条第２項にいう「措置」とは、防衛装備庁長官に合衆国政府に対する要請を依頼すること、相互防衛援助事務所に要請すること、有償援助調達担当連絡官に合衆国政府に対する要請を指示すること等をいう。

(3)　訓令第２１条第２項第１号にいう「相当の期間」とは、６か月を基準とする。

１１　発注取消しについて（訓令第２２条関係）

(1)　訓令第２２条第１項にいう「定期的」とは、少なくとも年１回とする。

(2)　訓令第２２条第１項にいう「妥当であると認められるとき」とは、出荷予定時期を２年経過してもなお出荷されていないものについては、発注取消しができない特別の理由がないときをいう。

(3)　訓令第２２条第２項及び第３項にいう「措置」とは、直接発注方式により発注した場合にあっては、発注経路を通じて発注取消しをすること、その他の場合にあっては防衛装備庁長官に対して合衆国政府に対する発注取消しの通知を依頼することをいう。

１２　計算書の送付等の要請、要求について（訓令第２３条関係）

(1)　訓令第２３条第１項にいう「相当の期間」とは６か月（合衆国政府の規則において計算書発給所要期間の定められているものにあってはその期間）を基準とする。

(2)　訓令第２３条第１項及び第２項にいう「措置」とは、防衛装備庁長官に対して合衆国政府に対する要請を依頼すること、相互防衛援助事務所に要請すること、有償援助調達担当連絡官に合衆国政府に対する要請を指示すること等をいう。ただし、是正措置の要求については前９（１）の手続きに準ずるものとする。

１３　部分精算について（訓令第２４条関係）

(1)　訓令第２４条第１項にいう「一定期間」とは、６か月以内とする。

(2)　支出負担行為担当官は、訓令第２４条第１項の規定に基づき、提供の確認を行ったときは、計算証明規則（昭和２７年会計検査院規則第３号）第３０条の２第１項に基づく部分精算のための措置をとるものとする。

１４　余剰金の返済請求について（訓令第２５条関係）

(1)　訓令第２５条第１項にいう「余剰金」には、保管勘定（勘定番号７ＱＱ）の余剰金を含むものとし、当該余剰金については、防衛装備庁長官が別に定める場合を除き、防衛装備庁の支出負担行為担当官が債権発生通知書を作成して防衛装備庁の歳入徴収官に送付するものとする。

(2)　訓令第２５条第２項にいう「提供の完了を確認できない理由が一部の不具合事項によるものであって、その不具合事項に係るものを除けば相当の余剰金を生ずることになる場合」とは、合衆国政府からケースの最終の精算書が送付され、それに基づき発生している不具合事項を除いてケースに係る調達品等の対価を計算すれば、ケースの支払額に１００万円以上の余剰金が生ずることとなる場合をいう。

(3)　訓令第２５条第２項にいう「発注取消しにより相当の余剰金を生ずることになる場合」とは、合衆国政府から通知されている最新の価格（１０％以内の将来の値上がり調整額を含む。）で計算しても、発注取消しにより、ケースの支払額に３００万円以上の余剰金を生ずることとなる場合をいう。

(4)　訓令第２５条第２項及び第３項にいう「措置」とは、防衛装備庁長官に合衆国政府に対する請求を依頼することをいう。

１５　調達に関する記録について（訓令第２６条関係）

訓令第２６条にいう「協力」とは物品管理官等が各ケースの要求内容について、受領部隊等の物品管理官及び受領部隊等の長が装備品等及び役務の提供の状況について支出負担行為担当官に通知することを、「把握」とは装備品等及び役務の提供の状況、検査状況、精算状況等について把握することを、「記録」とは、別記様式第２の台帳に記録することをいう。

１６　連絡調整会議について（訓令第２７条関係）

(1)　訓令第２７条の規定する連絡調整のための会議（次号において「連絡調整会議」という。）は、調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長が招集するものとする。

(2)　関係の部隊等の長は、連絡調整会議を特に開催する必要があると認められるときは、その開催を調達事業部長輸入調達官付有償援助調達室長に要請するものとする。

１７　報告について（訓令第２９条関係）

訓令第２９条に基づく報告は、別記様式第３から７までの様式により、翌年度の７月末までに提出するものとする。

１８　役務の調達に関する記録に係る経過措置

(1)　有償援助による調達の実施に関する訓令の運用についての一部改正について（防装庁（事）第３４２号。令和２年８月１９日。以下「改正通達」という。）による改正後の有償援助による調達の実施に関する訓令の運用について（以下「新運用通達」という。）別記様式第２は、改正通達の適用の日以後に引合書に署名したものについて適用する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア　提供完了予定時期から１年を経過してもなお役務の提供の完了が確認

できない場合

イ　役務の提供の完了の確認後から２年を経過してもなお最終計算書を受領していない場合

(2)　改正通達の適用の日前に引合書に署名したもの（前号ア及びイに該当する場合を除く。）について、改正通達による改正前の有償援助による調達の実施に関する訓令の運用について別記様式第２の台帳に記録されたものは、新運用通達別記様式第２の台帳に記録されたものとみなす。

１９　装備品等の調達に関する記録の適用に係る経過措置

新運用通達第１６項の規定による装備品等の調達に係る記録は、改正通達の適用の日以後に引合書に署名したものについて適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

⑴　出荷予定時期から１年を経過してもなお装備品等の納入の完了が確認できない場合

(2)　装備品等の納入の確認後から２年を経過してもなお最終計算書を受領していない場合

別記様式第１（第６項関係）

番　　号
年　月　日

防衛大臣　殿

○○○○長

平成　　年　　月分有償援助物品に係る通関委任状（出荷票）について（報告）

有償援助による調達に実施に関する訓令の運用について（防装管第１９１３号。５２．５．２）第６項第５号により、平成　　年　　月中に受領した有償援助物品に係る通関委任状（出荷票）の番号等について、別紙のとおり報告する。

別記様式第2（第15項関係）

有償援助調達により提供された調達の状況

ケースID	ケース名	米側実施機関	LOR発出日	LOA締結日	LOA金額・ドル価	LOA金額・円価	ラインナンバー	ライン品名	数量	ラインの金額	納入予定時期	役務終了予定時期	支払額総計	請求額総計	納入状況・納入見込	直近の検査指令日	直近の検査調書日付	役務完了通知	納入／提供完了日	完了／未完了／取消総合判定	最終計算書発行日	精算状況・精算見込	精算済額	未精算額	米側への余剰金請求日	余剰金返還額	クローズ日	備考

注:本表を例として、調達区分、ケースの特性その他必要に応じ項目を変更することを妨げない。
　納入状況･納入見込については、会議等で収集した情報を記入。
　精算状況･精算見込については、会議等で収集した情報を記入。

別記様式第３（第１７項関係）

年度末時点

年度有償援助調達実績

（金額単位：円）

契約 年月日	ケース名	品名	装備品等／ 役務区分	数量	原契約額	納入/提供 予定時期	支払額	支払 区分	支払 方法	出荷 区分	輸送 方法	調達 区分	調達 要求元

注 ： 当該年度に契約したケースのみを記載すること。

別記様式第４（第１７項関係）

年度末時点

年度有償援助調達による未完了ケース理由内訳

（金額単位：円）

理　由	米陸軍省		米海軍省		米空軍省		その他		合　計	
	ケース数	金額	ケース数	金額	ケース数	金額	ケース数	金額	ケース数	金額
A（未計算書）										
B（未納入）										
C（計算書不備）										
D（相違物品）										
E（未返金）										
F（精算手続中）										
G（納期未到来）										
合　計										

未完了理由

A　：装備品等の納入又は役務の提供がすべて完了しているが、合衆国政府からの最終計算書が未着のため。

B　：装備品等の納入の完了又は役務の提供の完了が確認できないため。

C　：装備品等の納入又は役務の提供がすべて完了しているが、合衆国政府からの最終計算書に不備があるため。

D　：納入された装備品等又は提供を受けた役務に相違（不具合）があるため。

E　：返金手続中のため。

F　：精算手続中のため。

G　：予定納期が未到来のため。

別記様式第５（第１７項関係）

年度末時点

年度有償援助調達の未完了ケース状況

（金額単位：円）

契約 年月日	ケース名	品名	装備品等／ 役務区分	数量	原契約額	変更 契約額	現行 契約額	納入/提供予 定時期	累計 支払額	累計 未精算額	未完了 理由	調達 区分	調達 要求元

別記様式第６（第１７項関係）

年度末時点

年度有償援助調達の支払状況

（金額単位：円）

軍省	調達区分	当該年度請求		請求累計（ドル）		当該年度支払		支払累積		返金	
		ケース数	金額	ケース数	金額	ケース数	金額	ケース数	金額	ケース数	金額
米陸軍省 米海軍省 米空軍省 その他 計											

注：１　「当該年度請求」：当該年度に合衆国政府から請求書（Billing Statement。以下同じ。）が送付されたケース数及び請求金額。

２　「請求累積」：当該年度末時点における未完了ケースのケース数及び請求金額の累計。

３　「当該年度支払」：当該年度に支払を行ったケース数及び支払額。

４　「支払累計」：当該年度末時点における未完了ケースのケース数及び支払額の累計。

５　「返金」：当該年度に合衆国政府へ返金を請求した余剰金のうち、当該年度内に日本へ収納されたケース数及び金額。

当該年度に合衆国政府へ返金を請求した余剰金のうち、当該年度内に日本へ収納されなかったケース数及び金額は、下段に（）で記入する。

別記様式第７（第１７項関係）

年度末時点

年度有償援助調達の不具合事項発生状況

（金額単位：円）

軍省	調達区分	品目の数量過不足		品目の相違		損傷発錆等		機能欠陥		計算書の相違		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
米陸軍省 米海軍省 米空軍省 その他 計													

注：装備品等または役務の受領検査合格判定後に発生した不具合については、下段に（）書きで記入すること。

相違額が200ドル以下の不具合については、下段に「　」書きで記入すること。